

# 個人情報取扱規則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 当社は、当社の個人情報保護方針（以下「保護方針」という。）に基づき、当社における個人情報の適法かつ適正な取扱いの確保に関する基本的な事項を定めることにより、事業遂行上取り扱う個人情報を適切に保護することを目的として、以下の通り個人情報取扱規則（以下「取扱規則」という。）を定める。

### (定義)

第2条 取扱規則において各用語の定義は、以下の各号又は取扱規則の各条項の定めによる他、取扱規則に別段の定めがない限り保護方針の定めるところによる。

#### (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。なお、特定個人情報を除く。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

② 個人識別符号が含まれるもの

#### (2) 個人識別符号

次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、政令で定めるものをいう。

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別できるもの

② 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものと

なるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(3) 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

(4) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの（市販の電話帳、住宅地図、カーナビゲーション等、利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令が定めるものを除く。）をいう。

① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

② 前号に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして政令で定めるもの

(5) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(6) 保有個人データ

当社が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

(7) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(8) 匿名加工情報

次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないよう

にしたものをいう。

- 一 第1項第1号に該当する個人情報当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第1項第2号に該当する個人情報当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。

#### （9）従業者

当社の組織内にあって直接間接に事業者の指揮監督を受けて事業者の業務に従事している者等をいい、雇用関係にある従業員（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）のみならず、取締役、執行役、派遣社員等も含まれる。

#### （適用範囲）

第3条 取扱規則は当社が取り扱う個人情報を対象とし、当社の従業者に適用する。

## 第2章 個人情報の取得

### (個人情報の取得の原則)

- 第4条 個人情報の取得は、保護方針に定める利用目的の範囲内で、個々に利用目的を明確に定め、その目的の達成のために必要な範囲においてのみ行う。
- 2 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行い、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。
  - 3 本人から直接、書面（電子的、磁氣的その他の媒体を含む。）により個人情報を取得する場合、予め、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合には、この限りではない。
  - 4 保護方針に定める利用目的の範囲以外の目的で個人情報を取り扱うため、個人情報を取得する必要がある場合には、個人情報保護責任者に相談のうえ、当該個人情報の取得の前に保護方針を改訂しかつ公表しなければならない。

### (要配慮個人情報の取得の禁止)

第5条 当社は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得しない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑤ 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、第76条第1項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合
- ⑥ その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

### (第三者から個人データの提供を受ける場合)

第6条 当社が第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護法施行規則（以下「保護規則」という。）の定めるところにより次に掲げる

事項の確認を行い、記録をしなければならない。ただし、取扱規則第9条、第10条各号、第14条に定める場合を除く。

- ① 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者（法人でない団体で代表者又は管理人の定めにあるものにあつては、その代表者又は管理人）の氏名
  - ② 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 当社が前項の規定による確認を行ったときは、保護規則で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の保護規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

### 第3章 個人情報の利用

（利用の目的の範囲内での利用）

第7条 個人情報の利用は、保護方針に定める利用目的の範囲内においてのみ行うものとする。ただし、以下各号の場合は、この限りではない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

（個人情報の目的外利用）

第8条 前条の規定する例外にあたらぬ場合において、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用する場合は、以下のいずれかの手続を経るものとする。

- (1) 本人の同意を取得する。
- (2) 個人情報保護責任者の確認を経た上で、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更し、保護方針を改訂し、公表する。

（個人データの共同利用）

第9条 当社は、保護方針において共同利用すること、利用する個人情報の項目、利用者の範囲、利用目的、個人情報の管理についての責任者を予め公表した場合、個人データを共同利用することができる。

## 第4章 個人情報の第三者提供

(個人データの第三者提供)

第10条 個人データは、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。ただし、以下の場合を除く。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関又は地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるであって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼし恐れがあるとき
- (5) 第9条に従い共同利用する場合、第5条に従い委託する場合、もしくは事業を承継する場合

2 前項柱書に基づき、個人情報の第三者提供について、事前に本人の同意を得る場合、書面又はこれに準ずる方法によって本人の同意を得たことを記録するものとする。書面又はこれに準ずる方法による本人の同意の取得が困難な場合には、個人情報保護責任者の承認を経るものとする。

(オプトアウト)

第11条 前条の規定にかかわらず、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報の除く。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、保護規則で定めるところにより保護方針で公表すると共に、個人情報保護委員会に届け出たときは、前条の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。

- ① 第三者への提供を利用目的とすること
- ② 第三者に提供される個人データの項目
- ③ 第三者への提供の方法
- ④ 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること
- ⑤ 本人の求めを受け付ける方法

(第三者提供時の記録義務等)

第12条 当社は、個人データを第三者(法第2条5項各号に掲げるものを除く。)に提供したときは、保護規則で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の保護規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、取扱規則第9条、第10条第1項各号、第14条(ただし次条の規定によるデータ提供の場合には第10条第1項各号)に定める場合を除く。

2 前項の場合において、当該第三者が法26条の規定による確認を行う場合において、当該第三者に対して、当該確認に係る事項を偽ってはならない。

(外国にある第三者への個人データの提供)

第13条 取扱規則第10条及び第11条の規定にかかわらず、当社は事前に本人の同意を得ることなく、個人データを外国にある第三者に提供してはならない。ただし、以下の場合を除く。

- (1) 第10条第1項第1号から第4号に定める場合
- (2) 当該第三者がAPECのCBPR(越境個人情報保護ルール)の認証を得ており、第10条第1項第5号の要件を満たす場合
- (3) 当該第三者に、日本の個人情報保護法上個人情報取扱事業者が講ずべき措置を継続的に講じさせるために必要なものとして、相当な契約等を締結した場合で第10条第1項第5号の要件を満たす場合
- (4) 保護規則に個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国が規定された後に、当該外国にある第三者に提供する場合で第10条第1項第5号の要件を満たす場合

## 第5章 個人情報の取扱いの委託

(個人情報の取扱いの委託)

第14条 個人データの取扱いを外部に委託する場合、次条の規定する当社の安全管理対策と同等のものであることが確保されるよう、委託先においてこれらの対策が確実に実施されるかを予め確認して適切に選定し、委託契約の中で合理的に当社が委託先の個人データの取扱い状況を把握し、監督のための措置を講じられる条項を入れ、委託開始後も個人データ取扱い状況を把握して必要な監督のための措置を講じなければならない。

- 2 前項の調査・監督において、委託先が契約に違反し又は違反するおそれがあることを発見したときは、直ちに個人情報保護責任者に報告し、個人情報保護責任者の指示に従い必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 個人情報の安全管理

(個人情報の安全管理対策)

第15条 個人データは保存期間を定めて保存すると共に、個人情報に関するリスク（不正アクセス、紛失、盗難、破壊、改ざん、漏洩等）に対して、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等の必要かつ適切な安全管理対策を講じなければならない。

- 2 前項に定める安全管理対策には、下記の各号に定める事項を含むこととする。
  - (1) 保管する個人情報を含む文書（磁気媒体を含む）は、施錠のできる場所への保管、パスワード管理等により、散逸、紛失、盗難、漏洩等の防止に努めるものとする。
  - (2) 情報機器は適切に管理し、正式な利用権限のない者に使用させてはならない。
  - (3) 個人情報の複製は、バックアップの必要上及び業務上やむ負えない場合の必要最小限の範囲にとどめるものとする。



## 第7章 保有個人データの開示・訂正等・利用停止等・第三者への提供の停止

### (利用目的の通知)

第16条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、以下の場合を除く。

- (1) 法第17条第1項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 法第18条第1号から第3号までに該当する場合

### (開示)

第17条 本人又はその代理人から、当該本人の保有個人データについて開示を請求された場合は、当社の業務運営に著しい支障を来すおそれがある場合、第三者の生命や財産等の権利や利益を害するおそれがある場合、又は法令に特段の規定がある場合を除き、遅滞なくこれに応じるものとする。

- 2 前項の規定に基づき、保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

### (訂正等)

第18条 本人又はその代理人から、当該本人の保有個人データについて当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を請求された場合は、利用目的の達成に必要な範囲において遅滞なく調査を行い、かかる保有個人データに誤りがあったときは、これに応じて訂正等すると共に、当該個人情報を共有している他の部門に通知し訂正等させなければならない。

- 2 前項の規定に基づき、請求された保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

### (利用停止等)

第19条 本人又は代理人から、保有個人データについて同意のない目的外利用が行われている、又は不正な手段による取得が行われたという理由によって、当該本人の保有個人データについて削除又は利用の停止（以下「利用停止等」という。）を請求された場合であって、その求めに理由があることが

判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合、その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定に基づき請求された当該保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき、又は利用停止等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨の通知しなければならない。

#### (第三者への提供の停止)

第20条 本人又は代理人から、同意のない第三者提供がされているという理由によって、当該保有個人データの第三者への提供の提供の停止を請求された場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合、その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 前項の規定に基づき請求された保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき、又は第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

#### (手続等)

第21条 保有個人データに関する利用目的の通知、開示・訂正等・利用停止等・第三者への提供の停止の請求等については、取扱規則第16条から前条に定める手続きによる。

- 2 特段の事情がない限り、前項の請求等があった場合には2週間以内に回答するものとする。2週間以内に回答をすることができない場合には、個人情報保護責任者が対応を決定する。
- 3 本人の求めがある場合、請求等がされた措置の全部又は一部につき、その措置をとらない通知をする場合は、通知の中でその理由を説明するよう努めるものとする。

## 第8章 個人情報の削除・廃棄

(削除・廃棄の手続)

第22条 保存期間が満了した個人情報は、外部流出等の危険を防止するために、必要かつ適切な方法により削除し、又は廃棄しなければ

## 第9章 漏洩時等の対応

(漏洩時等の対応)

第23条 個人データ又は保護規則第20条第1号の定める加工方法等の情報を漏洩、滅失、毀損、目的外利用等を行った場合には、個人情報保護責任者の指示に従い、以下の各号に定める対応をすると共に、個人情報保護委員会等に対し速やかに報告する。

- ① 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
- ② 事実関係の調査及び原因の究明
- ③ 影響範囲の特定
- ④ 再発防止策の検討及び実施
- ⑤ 影響を受ける可能性のある本人への連絡等
- ⑥ 事実関係及び再発防止策等の公表

## 第10章 匿名加工情報

(匿名加工情報)

第24条 当社は匿名加工情報を取り扱わない。

## 第11章 組織及び体制

(個人情報保護責任者)

第25条 当社は、個人情報の取扱いに関して統括的な責任を有する個人情報保護責任者を設置する。本責任者は取扱規則に従って、管掌部門における個人情報の収集、維持管理、廃棄等の管理を行い、個人情報の保護を周知徹底しなければならない。

(教育)

第 26 条 個人情報を取り扱う部門の従業者は、個人情報の保護管理の重要性を理解し、確実な実施を図るため、当社が行う教育を受けなければならない。

(監査)

第 27 条 個人情報保護責任者は、個人情報の管理が取扱規則に従い適正に実施されているかにつき、当社が行う監査に協力すると共に、かかる監査の結果、個人情報の管理につき個人情報の保護管理について改善等の指示を受けた場合には、これに応じて、適切な対策を講じなければならない。

(法的問題の相談)

第 28 条 当社における個人情報の保護等に関し、法的問題が生じた場合、その他法の解釈適用にあたって疑問が生じた場合には、個人情報保護責任者に相談しなければならない。

(苦情及び相談)

第 29 条 当社における個人情報の保護管理に関しては、事務所の窓口が本人又はその代理人からの問合せ及び相談を受け、対応する。

(報告義務及び罰則)

第 30 条 個人情報保護体制に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した者は、その旨を個人情報保護責任者に報告しなければならない。

2 個人情報保護責任者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には、遅滞なく、関係部署に適切な措置を講じるよう指示する。また、当該違反が重要な事項の場合は、遅滞なく社長に報告し、その指示に従わなければならない。

3 取扱規則に違反した従業者の処分等は、就業規則等の定めるところによる。

付 則

(改廃)

第 1 条 取扱規則の改廃は、代表取締役及び取締役が行うものとする。

(実施期日)

第二条 この規程は令和 6 年 4 月 1 日から実施